

周南市個人情報の管理に関する規程をここに公布する。

周南市長 藤 井 律 子

周南市個人情報の管理に関する規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 安全管理のための措置

第 1 節 管理体制（第 3 条―第 7 条）

第 2 節 個人情報の取扱い（第 8 条―第 16 条）

第 3 節 保有個人情報の提供（第 17 条）

第 4 節 教育研修（第 18 条・第 19 条）

第 5 節 業務の委託等に係る措置（第 20 条・第 21 条）

第 6 節 監査の実施（第 22 条・第 23 条）

第 3 章 特定個人情報等の管理に関する特例（第 24 条―第 32 条）

第 4 章 補則（第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、市長が取り扱う個人情報の適正な管理のために必要な措置について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）において使用する用語の例による。

第 2 章 安全管理のための措置

第 1 節 管理体制

(管理体制)

第3条 保有個人情報の適正な管理を図るため、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 総括管理者 副市長
- (2) 総括保護責任者 部長（総合支所においては、総合支所長）又はこれに相当する職にある者
- (3) 保護責任者 課長又はこれに相当する職にある者
- (4) 監査責任者 個人情報保護総括担当部長

(総括管理者)

第4条 総括管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。
- (2) 保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認める場合に会議を設け、定期又は随時に開催すること。

(総括保護責任者)

第5条 総括保護責任者は、保有個人情報の適正な管理を確保するため、保護責任者を監督する。

(保護責任者)

第6条 保護責任者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 所掌する事務で取り扱う保有個人情報を適正に管理すること。
- (2) 所掌する事務に従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）が取り扱う保有個人情報の範囲を指定し、必要な監督を行うこと。
- (3) 自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護責任者に報告すること。

(監査責任者)

第7条 監査責任者は、保有個人情報の適正な管理を検証するため、保有個人情報の管理の状況について定期及び必要に応じ随時に行う監査を総括し、その結果を総括管理者に報告するものとする。

第2節 個人情報の取扱い

(職員の責務)

第8条 職員は、保護法の趣旨にのっとり、関連する法令その他の規程の定め並びに総括管理者、総括保護責任者及び保護責任者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

(複製等の制限)

第9条 保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等に応じて、次に掲げる行為について、職員が保有個人情報を取り扱うことができる場合を限定しなければならない。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他保有個人情報の適正な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正)

第10条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護責任者の指示に従い、直ちに必要な訂正（追加及び削除を含む。）を行わなければならない。

(媒体の管理)

第11条 職員は、保護責任者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体を耐火金庫等へ保管し、施錠しなければならない。

(誤送付等の防止)

第12条 職員は、個人情報の誤送付、誤交付、誤掲載等を防止するため、必要な確認措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第13条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体が不要となった場合には、保護責任者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読を不可能とする方法により消去又は廃棄を行わなければならない。

2 委託により消去又は廃棄を行う場合は、委託先が確実に消去又は廃棄したことについて、証明書等により確認するものとする。

(外的環境の把握)

第14条 保護責任者は、保有個人情報が外国において取り扱われる場合には、当該外

国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(漏えい等への対応)

第15条 職員は、次に掲げる事案の発生又はそのおそれを認識した場合は、直ちに当該事案に係る保護責任者に報告しなければならない。

- (1) 個人情報の漏えい等の事案
- (2) 職員がこの規程等に違反している事案
- (3) その他の個人情報の安全確保上で問題となる事案

2 前項の報告を受けた保護責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のため、直ちに必要な措置を講ずるとともに、事案の内容等を、速やかに総括保護責任者（重大と認める事案の場合にあっては、総括管理者）に報告しなければならない。

3 総括管理者、総括保護責任者及び保護責任者は、事案の内容等に応じ、本人通知、関係機関への報告、再発防止措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第16条 情報システムにより取り扱う保有個人情報は、この規程に定めるもののほか、情報セキュリティポリシー（市が定める情報セキュリティ対策の基本方針及び基本方針に基づいて策定される情報セキュリティ対策基準をいう。）に定めるところにより、適正に管理しなければならない。

第3節 保有個人情報の提供

(保有個人情報の提供)

第17条 保護責任者は、保護法第69条第2項第3号又は第4号の規定に基づき保有個人情報を提供する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録の範囲及び記録項目、利用形態等の書面等での確認（行政機関等に提供する場合にあっては、必要と認める場合に限る。）
- (2) 必要と認める安全確保の措置の要求、実地調査の実施、改善要求等

第4節 教育研修

(教育研修)

第18条 職員は、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意

識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を受けるものとする。

- 2 総括責任者は、保有個人情報の適正な管理のための教育研修を受けるものとする。
- 3 保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員は、保有個人情報の適正な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を受けるものとする。
- 4 保護責任者及び個人情報を取り扱う職員は、業務における保有個人情報の適正な管理のために必要な教育研修を受けるものとする。

(研修計画の策定)

第19条 総括管理者は、前条の研修を計画的かつ効果的に実施するため、必要な研修計画を定めるものとする。

第5節 業務の委託等に係る措置

(業務の委託に伴う措置)

第20条 保護責任者は、個人情報の取扱いを伴う業務を外部に委託する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 個人情報を適正に管理する能力を有しない者を選定することがないようにすること。
 - (2) 取扱いを委託する個人情報の範囲を、その業務内容に照らして必要最小限とすること。
 - (3) 委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置換え等すること。
- 2 前項に規定する場合において、保護責任者は、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者、業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等について、確認しなければならない。
- (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託の制限又は事前承認その他再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

- (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
 - (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項
- 3 保護責任者は、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）第46条の規定により契約書の作成を省略するときは、前項各号に掲げる事項を契約事項として個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者に交付するものとする。
- 4 保護責任者は、個人情報の取扱いを伴う業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認しなければならない。

（労働者派遣契約における特記事項）

第21条 保護責任者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

第6節 監査の実施

（監査）

第22条 監査責任者は、保有個人情報の適正な管理を検証するため、保有個人情報の管理の状況について定期及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括管理者に報告するものとする。

- 2 監査責任者は、監査を計画的かつ効果的に実施するため、必要な監査計画を定めるものとする。ただし、監査の実施について別に定めがあるものについては、この限りでない。

（評価及び見直し）

第23条 総括責任者は、監査の結果等を踏まえ、保有個人情報の保護管理のための措置の実効性について評価を行い、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第3章 特定個人情報等の管理に関する特例

(管理体制の特例)

第24条 個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な管理を図るため、特定個人情報保護実施管理者を置き、個人情報保護総括担当課長及び情報システム担当課長をもって充てる。

(特定個人情報事務取扱担当者の指定等)

第25条 保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「特定個人情報事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定するとともに、各特定個人情報事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定するものとする。

(特定個人情報ファイルの取扱状況の記録)

第26条 保護責任者は、特定個人情報等の秘匿性等に応じて、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報等の利用及び保管等の状況について記録しなければならない。

(管理区域)

第27条 特定個人情報保護実施管理者及び保護責任者は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域を明確にし、入退室の管理及び当該区域へ持ち込む機器等の制限その他の特定個人情報等の安全な管理を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(取扱区域)

第28条 保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域について、特定個人情報事務取扱担当者以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等ができないよう必要な措置を講ずるものとする。

(特定個人情報等の漏えい等の報告)

第29条 保護責任者は、特定個人情報等に係る第15条第1項の規定による報告を受けたときは、直ちに特定個人情報保護実施管理者に報告しなければならない。

(特定個人情報ファイルの取扱いに係る研修)

第30条 特定個人情報保護実施管理者は、特定個人情報事務取扱担当者のうち特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事するものに対し、番号法第29条の2に規定するサイバーセキュリティの確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

(委託先の監督)

第31条 保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法及びこの規程に基づき市長が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることについて、あらかじめ確認しなければならない。

2 保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託した場合には、委託先において、市長が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

3 保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をしようとする場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適正な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。

(事務手順の整理等)

第32条 保護責任者は、個人番号利用事務等の範囲等を明確にした上で、その事務手順を整理し、管理段階ごとの安全管理措置を記載した取扱手順を定めるものとする。

第4章 補則

(その他)

第33条 この規程に定めるもののほか、個人情報の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。